

鳥取県公報

昭和二十七年二月五日 火曜日
第二千二百八十三号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

主要目次

- ◇告示 労働者委員及び使用者委員候補者の推薦についで
 - 主要食糧小売販売業者の業者登録取消
 - 造林地の指定解除
 - 国民健康保険法に基く條例の一部改正認可
 - 国民健康保険法に基く條例の改正認可

告示

◇鳥取県告示第四十五号

鳥取県地方労働委員会現委員は昭和二十七年三月三十一日任期満了となるので次期委員を任命したいら労働組合及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を次の手続により推薦されたく労働組合法施行令第二十一條により請求する。

昭和二十五年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

- 一、推薦資格を有するもの
 - (1) 労働者委員候補者を推薦する資格を有するものは鳥取県の区域内のみに組織を有する労働組合であつて労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合するもの
 - (2) 使用者委員候補者を推薦する資格を有するものは鳥取県の区域内のみに組織を有し主として労働問題に関する事をその業務とするか又業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- 二、推薦されるものの資格
 - (1) 労働組合法第十九條第八項の規定及び公職追放令の規定

00949

定の外別段の制限はないが、委員の任命にあつて国家公務員法、國会法、地方公務員法等の兼職禁止規定の制限を受ける。

三、労働組合の立証手續

この推薦手續に参与する組合は労働組合法第五條第一項の規定による立証のため推薦書に次の書類を添付して提出すること。

- (イ) 資格審査申請書
- (ロ) 組合規約
- (ハ) 労働協約
- (ニ) 労働組合法改正後地方労働委員会の資格審査を受け、資格があると判定された組合は、その決定書の写
- (ホ) その他参考となる資料

四、推薦候補者の数

別段制限はないがおおむね十名以内

五、推薦期間

昭和二十七年二月五日より昭和二十七年三月十日まで

六、推薦方法

別記様式による推薦書に必要事項を記入し資格立証書類を添付して期間内に所轄労政事務所へ提出のこと。

別記(推薦書様式)

年 月 日

労働組合住所

(使用者団体) 名称

Ⓜ

鳥取県知事 西尾愛治殿

鳥取県地方労働委員会委員候補者推薦について

労働組合法施行令第二十一條の規定により鳥取県地方

労働委員会(使用者)委員候補者として左の者を推薦する。

氏名	生年月日	(労働者)	(労働者)	歴略	備考
		所属組合名及び地位(使用者)	所属職場名及び地位		
		所属会社事業場名及び地位			

(註) 記載欄中略歴については、なるべく履歷書を添付された。

00950

◇鳥取縣告示第四十六号

次の者に対する主要食糧小売販売業者甲の業者登録を取消した。

昭和二十七年二月五日

鳥取県知事 西尾愛治

登録番号 町村名 代表者氏名 名称

二三八 倉吉町 椿 友太郎 鳥取県中部消費生活協同

二四二 山本 次郎 組合

◇鳥取縣告示第四十七号

次の通り造林地の指定を解除した。

昭和二十七年二月五日

鳥取県知事 西尾愛治

番号	造林地の所在地	地目	地積	指定年月日	計	画	変更の	変更解除の理由	備考
					変更年月日	解除年月日	内容		

11 八頭郡智頭町大 原野 五〇 昭和二十六年十二月二十八日

12 宇波郡智頭町 四五六 四五二 五、〇〇

当地を他人に転買し、等報告書提出当時と新所有者は当地を採草の目的に使用する

前所有者 八頭郡智頭町 頭三九六 石谷 貞彦

新所有者 八頭郡智頭町 宇波郡 宇波部落

◇鳥取縣告示第四十九号

国民健康保険を行う次の市村に対し国民健康保険法(昭

和十三年法律第六十号)第八條ノ十三第二項の規定に基き條例の一部改正を認可した。

昭和二十七年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

国民健康保険を行う(市)村 認可年月日

八頭郡大御門村 昭和二十七年一月九日

鳥取市 昭和二十七年一月十一日

◇鳥取縣告示第五十号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條ノ十三第二項の規定に基き條例の改正を認可した。

昭和二十七年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 認可年月日

岩美郡宇倍野村 昭和二十六年十二月二十七日

西伯郡大山村 昭和二十六年十二月二十八日

昭和二十七年二月五日印刷
昭和二十七年二月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所

鳥取縣鳥取市東町

印刷所

鳥取縣